

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 26（個）第 10 号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が行った本件異議申立ての対象となった自己情報部分開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 26 年 12 月 5 日、広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、平成〇年（〇年）〇月〇日に検察庁〇〇部で執行された開示請求者の精神鑑定について、事前になされた通報に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。平成 25 年法律第 47 号による改正前のもの。以下「精神保健福祉法」という。）第 27 条第 1 項の規定により行われた保健所メンバーによる調査の全内容の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、次の情報（以下「本件対象情報」という。）を本件請求の対象となる保有個人情報として特定し、平成 26 年 12 月 18 日、条例第 14 条第 3 号及び第 7 号に該当する情報が記載されていることを理由に自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

- (1) 様式 6 「措置入院に関する事前調査及び移送記録票」のうち移送記録票以外の情報（以下「事前調査票」という。）
- (2) 「事前調査・診察時の状況」のうち「1 通報者、2 被通報者、3 通報に至った経過、4 事前調査、5 事前調査、6 診察前の連絡等」に記載された情報

3 異議申立て

異議申立人は、平成 27 年 2 月 3 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件対象情報の全面開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関が異議申立人に対して行った本件処分は、事前調査・診察時の状況の「5 事前調査」の項が全部塗りつぶされており余りに秘密主義である。
- (2) 事前調査・診察時の状況の「3 通報に至った経過」の項に記されている

「言動が支離滅裂であった」との検事の証言は虚偽で、意見を求めた精神鑑定医が誰でいかに見識の無い医者であったかを告発したい気持ちである。

- (3) 平成〇年(〇年)〇月〇日、私は〇〇で〇〇警察署に逮捕され、同月〇日に留置場から検察庁〇〇部の部屋に移され、〇〇保健所が御膳立した精神鑑定を受けさせられた結果、措置入院を命令された。頑健な三人の男性看護師に自動車に乗せられ、そのまま〇〇病院へ輸送され、平成〇年(〇年)〇月〇日に退院を許されるまで〇〇間、巷の空間から強制排除され、精神病院で薬づけの窮屈な生活を余儀なくされた。

〇〇たった現在から振り返ってみるに、一連のあの出来事は、私が平成〇年(〇年)〇月〇日の〇〇選に立候補して善戦したことが周囲のやっかみを買ひ、もともとその選挙に立候補しなかった〇〇が中心となって、私の住む〇〇区を地盤として〇〇議員を務めてきた〇〇、私の家の〇軒隣に当たる〇〇、私の立候補を唯一裏から支える役割を果たした〇〇等の町内の実力者が、4年後に再び私に立候補されては困るということで、〇〇が話をつけた〇〇を理論的根拠として、〇〇が〇〇検察庁〇〇部に働きかけて〇〇保健所への通報という措置を取らせたのが真実だと思う。

過去にいくら精神科医に診察を受けた経緯があるとはいえ、自傷他害の危険があり、社会で市民生活を送るのに問題が有るから、一時的にせよ排除する必要があるとして精神病院にぶち込むのは手荒すぎないかという印象がぬぐえない。

- (4) また、〇〇国民年金を掛けていたが、自分が20歳から60歳までの40年間のうちの57か月分、経済的に厳しかったため、保健所等に相談に行き、自分が〇〇だと届け出て、その間は〇〇年金とした。〇〇年金を受給していたが、自傷行為や他人を傷つけるおそれは全くなかったはずで、事前調査の記述の中に「暴力行為などはなく」や「図書館などで過ごしている」とある。自分が強制入院をさせられた原因は、〇〇年金を受け取ったという理由しかないはずである。
- (5) 本件処分で開示された文書によると、通報者、〇〇検察官による検察庁での取り調べにおいて、私の言動が支離滅裂であった、精神科医に相談せざるを得ないほどであったと報告されているが、私は検察官から「偉い人がわざわざ〇〇検察庁に足を運んでくださるそうなので会って話をしてみてもどうか。」と打診されたので「そんな気持ちになれません。」と断っただけである。私は、〇〇110番通報され逮捕されて、3~4回、〇〇検察官の所で取り調べを受けたが、逮捕された事実については一言も質問を受けず、ただ、ある人に会って見ないかという話ばかりであった。不自然な態度を取ったのは検察官の方で、不当逮捕されて何とか身の潔白を示したい私に対して、取り調べにあたる方の都合ばかりを前面に押し出して取り調べを強引に進めていこうとされるやり方に反発を覚え、最後まで〇〇検察官の提案に対し同意しなかった。それを言動が支離滅裂であったと文書に記す〇〇検察官という人間は、事実を曲げて誰か第三者に指示された先入観念によって取り調べに当たったのだと考えざるを得ない。
- (6) 私が長らく精神科医のもとに通って診察を受けてきたのは事実である。しかし、平成〇年(〇年)〇月〇日に〇〇に行ってから必要を感じなくなり、平成〇年(〇年)〇月〇日に逮捕されるまで縁が切れていた。事前調査に協

力を求められたのは〇〇医師で主治医として名を連ねているのも〇〇医師だと思われる。

- (7) また、主治医からの聞き取りの不開示部分にどのような内容が記されていたのか、本人の私にも見当がつかない、知りたい。それを条例第 14 条第 7 号に該当すると判断したとの決まり文句で退けられては、保健所による精神保健福祉法第 27 条の適用の不合理性を隠すためと受け止められても仕方がないのではないか。そんな疑惑を生じさせないためにも、保健所は塗りつぶした箇所には何が記されていたのか、何故隠す必要があるのかをもう少し具体的に事情を説明して審査会に提出すべきだと考える。
- (8) 現任保護者の不開示については、〇〇に住んでいる〇〇が役目を務めたはずで、別に不開示にする必要はないと考える。
- (9) 保健所により部分開示された文書によると、事前調査・診察時の状況の「5 事前調査」の項は、誰に聞き取り調査を行ったかは不開示で、しかも 11 行にわたる文面全体が黒く塗りつぶされている。そして、理由説明書には、「開示請求者以外の個人情報であり、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある」から条例第 14 条第 3 号に該当すると判断したと記されている。また、「5 事前調査」は、平成〇年（〇年）〇月〇日に予定されていた措置診察において、精神保健指定医が診断のための参考とする資料を収集するためのものであり、措置診察・措置入院事務の公正かつ円滑な遂行のために欠くことのできないものであると説明されており、保健所が〇〇医師外の精神科医に〇〇医師と同等ないしそれ以上の情報提供ないし事前調査協力を申し出たことが記されている。「開示請求者以外の個人情報」が 11 行にわたり塗りつぶされた個所に記されているということは、結局、何が語られていることになるのか。私以外の人間の個人情報をわざわざ私を措置入院させるための事前調査の公文書に記入する、私の個人情報ではなく、私以外の人物の個人情報を公文書に残しておく必要があったということか。私とその人物とはどのような関係にあるということか。そんな人物を私は知らない。

あたかも交渉があって、その結果、私に事後責任を取らせる必要があったかのような話を作り上げて、その物語を「5 事前調査」の個所に長々と記してあるのではないかという気がしている。

私の措置入院の本当の社会的必要性は〇〇の疑いが第一ではなく、「開示請求者以外の個人情報」として、「5 事前調査」に記してある私以外の人物の個人情報、すなわち、私の〇〇の〇〇が逮捕理由になったように、私が〇〇の私への長年にわたる監視を嫌がっていることへの処罰だったような気がしている。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると、本件対象情報を部分開示した理由については、おおむね次のとおりである。

1 事前調査票について

- (1) 「主治医との連絡」欄の「氏名及び連絡先等」について

主治医の氏名及び連絡先等は、開示請求者以外の個人情報であるため、条例第 14 条第 3 号本文に該当し、また、異議申立人は、これまでに複数の医療

機関に通院又は入院しており、さらに、この度の事件が発生した時は通院をしていない状態であったため、実施機関が事前調査を行った精神科医が異議申立人の考える主治医と一致しないことも考えられるため、同号ただし書イに該当しないと判断した。

また、事前調査に協力したことが開示請求者に知られた場合には、今後情報提供者が調査に協力しないおそれがあり、措置診察・措置入院の事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第14条第7号へに該当すると判断した。

(2) 「現任保護者」欄の「氏名、性別、続柄及び住所」について

開示請求者以外の個人情報であるため、条例第14条第3号に該当すると判断した。なお、現任保護者に誰になるかは、精神保健福祉法上も実務上も決まりはなく、慣習上開示請求者に対して明らかにする内容とはなっていない。

2 事前調査・診察時の状況について

(1) 「4 事前調査」の項について

主治医（精神科医）の氏名については、前記1の(1)と同様である。

主治医からの聞き取り内容については、情報提供者が特定される情報が含まれているため、条例第14条第3号に該当すると判断した。また、事前調査は、措置診察において、診察を行う精神保健指定医（以下「指定医」という。）が参考とする資料を収集するためのものであり、措置診察・措置入院事務の公正かつ円滑な遂行のためには欠くことのできないものであるところ、事前調査に協力したこと及びその調査内容が開示請求者に明らかにされた場合には、今後情報提供者が調査に協力しないおそれがあり、措置診察・措置入院の事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある。そのため、条例第14条第7号へに該当すると判断した。

(2) 「5 事前調査」の項について

開示請求者以外の個人情報であり、また、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第14条第3号に該当すると判断した。

また、事前調査は、措置診察において、診察を行う指定医が診断のための参考とする資料を収集するためのものであり、措置診察・措置入院事務の公正かつ円滑な遂行のためには欠くことのできないものであるところ、事前調査に協力したこと及びその調査内容が開示請求者に明らかにされた場合には、今後情報提供者が調査に協力しないおそれがあり、措置診察・措置入院の事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある。そのため、条例第14条第7号へに該当すると判断した。

第5 審査会の判断

1 本件対象情報について

本件対象情報は、異議申立人に係る精神保健福祉法第27条第1項の規定による指定医の診察（以下「措置診察」という。）の要否を判断するために、実施機関が行った調査の記録である。

措置入院は、精神保健福祉法に基づいて、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのある者を県知事の権限で指定病院に入院させる制度で、措置入院の必要性については、精神保健福祉法第29条第2項の規定により、指定医2名以

上が診察し判断することとされている。

開示請求の対象となった事案（以下「本事案」という。）においては、〇〇検察庁から通報を受けた〇〇保健所長が異議申立人について、措置診察の要否の調査を行い、措置診察の必要性を認め、平成〇年〇月〇日に2名の指定医による診察の結果、措置入院としたものである。

実施機関は、精神保健福祉法に基づく措置入院関係の事務の処理について、「措置入院関係事務処理要領」（制定平成8年3月25日付 福祉保健部長通知。以下「処理要領」という。）を定めており、本事案の措置診察の要否の調査についても、処理要領に基づいて実施されたものである。処理要領によると、措置診察の要否の調査の内容は、通報等をされた者の存在及び通報等の原因となった症状の概要等、事案の確認に止まり、精神障害の有無に関する医学的診断に関する事項は含まれないものとされ、措置診察の要否の調査を行った場合には、様式6「措置入院に関する事前調査及び移送記録票」に記載することとされている。

本件処分において、実施機関が不開示とした情報は、次のとおりである。

- (1) 事前調査票の「主治医との連絡」欄の氏名及び連絡先等、事前調査・診察時の状況の「4 事前調査」の項の主治医である精神科医の氏名（以下「主治医の氏名等」という。）
- (2) 事前調査票の「現任保護者」欄の「氏名、性別、続柄及び住所」（以下「現任保護者の氏名等」という。）
- (3) 事前調査・診察時の状況の「4 事前調査」の項の主治医から聞き取った内容の一部（以下「主治医からの聞き取り内容」という。）
- (4) 事前調査・診察時の状況の「5 事前調査」の項の調査対象者の氏名、聞き取り内容等（以下「事前調査の聞き取り等」という。）

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、不開示とした情報について、条例第14条第3号又は第7号に該当すると説明していることから、以下、本件処分の妥当性を個別に検討する。

条例第14条第3号本文は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものは、不開示とすることを定めている。

ただし、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は、開示するものと規定している。

また、条例第14条第7号は、県の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は不開示とすることを定めている。

(1) 主治医の氏名等について

主治医の氏名等について、実施機関は条例第14条第3号及び第7号に該当

するため、不開示としたと説明する。

実施機関が不開示とした主治医の氏名等は、いずれも開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは特定の個人が識別され得る情報であると認められる。

また、処理要領では、措置診察の要否の調査を行った場合には、様式6「措置入院に関する事前調査及び移送記録票」に記載することを定め、主治医との連絡結果について、主治医の氏名、連絡先等、主治医意見を記載することになっているが、何をもって被診察者の主治医とするか定義がないことから、通報があった際に被診察者が通院している精神科医を主治医とするのか、あるいは被診察者の通院期間が最も長い精神科医を主治医とするのかなど、誰を主治医とするのかは実施機関の判断に委ねられている。

実施機関によると、異議申立人には〇〇の治療のため複数の医療機関への入通院歴があるが、本事案が発生した時点には通院していなかったということである。

そうすると、異議申立人の入通院歴のある医療機関のうち、どの医療機関の精神科医を保健所が主治医と判断し、措置診察の要否のための調査を行ったかは、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとはいえず、第3号ただし書イに該当しない。

さらに、主治医の氏名等は、同号ただし書ロに該当しないことは明らかであるし、同号ただし書ハに規定する「公務員等の職名及び職務遂行内容」ではない。

したがって、主治医の氏名等は、第3号本文に該当し、かつ同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、同条第7号該当性を判断するまでもなく、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 現任保護者の氏名等

現任保護者の氏名等について、実施機関は条例第14条第3号に該当するため、不開示としたと説明する。

実施機関が不開示とした現任保護者の氏名等は、いずれも開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は特定の個人が識別され得る情報であると認められる。

現任保護者とは、精神保健福祉法第28条第1項に規定する「現に本人の保護の任に当たっている者」のことであり、現任保護者は、同条第2項の規定により措置診察に立ち会うことができることとなっている。

実施機関によると、一般的に、現任保護者は、被診察者に家族がいれば家族が、被診察者が学校等の寮に入っていれば当該寮の寮長が該当するが、誰が現任保護者になるかは、精神保健福祉法上も実務上も決まりはなく、慣習上開示請求者に対して明らかにする内容とはなっていないということである。また、本事案が発生した時点には、異議申立人に同居の家族はおらず、複数名の〇〇がおり、さらに、異議申立人の措置診察には、現任保護者は立ち会っておらず、現任保護者が誰であるかを異議申立人が知り得る状況になかったということである。

そうすると、実施機関が誰を異議申立人の現任保護者としたかは、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが

予定されている情報であるとはいえず、第3号ただし書イに該当しない。

さらに、現任保護者の氏名等は、同号ただし書ロに該当しないことは明らかであるし、同号ただし書ハに規定する「公務員等の職名及び職務遂行内容」ではない。

したがって、現任保護者の氏名等は、第3号本文に該当し、かつ同号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 主治医からの聞き取り内容について

主治医からの聞き取り内容について、実施機関は条例第14条第3号及び第7号に該当するため、不開示としたと説明する。

実施機関によると、実施機関が措置診察の要否のための調査において主治医の意見を聞くこととしているのは、被診察者の措置診察が適切に行われるようにするためであり、主治医には被診察者の症状等をありのまま話してもらわなければならないということである。

本人の同意なく入院させる措置入院の性質上、主治医からの聞き取り内容には、被診察者の認識や意に沿わない情報も記載されていることが考えられ、このような情報が開示されることになると、主治医が被診察者の感情や反応を考慮して、率直な意見等を述べなくなるなどの事態が予想され、その結果、措置診察に必要な情報を得られなくなるおそれがあり、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、主治医からの聞き取り内容は、条例第14条第7号に該当すると認められるため、同条第3号該当性を判断するまでもなく、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 事前調査の聞き取り等について

事前調査の聞き取り等について、実施機関は条例第14条第3号及び第7号に該当するため、不開示としたと説明する。

実施機関によると、実施機関が措置診察の要否のための調査を行うのは、指定医が被診察者の診断の参考とする資料を収集するためであり、調査対象者には被診察者の状況等について率直に話してもらわなければならないということである。

事前調査の聞き取り等が開示されることとなると、調査対象者が実施機関に提供した情報をめぐり、異議申立人と調査対象者の間に、種々の軋轢や紛争を生じさせる可能性を否定できないことから、調査対象者から率直な意見が得られなくなることが予想され、今後、措置診察に必要な情報収集が困難になると考えられる。

そうすると、保健所が行う措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、事前調査の聞き取り等は、条例第14条第7号に該当すると認められるため、同条第3号該当性を判断するまでもなく、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
27. 2. 20	・ 諮問を受けた。
27. 2. 23	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
27. 3. 27	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
27. 3. 31	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
27. 5. 7	・ 異議申立人から意見書を収受した。
27. 5. 13	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
27. 11. 30 (平成 27 年度第 8 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
28. 1. 25 (平成 27 年度第 10 回第 1 部会)	・ 異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
28. 2. 22 (平成 27 年度第 11 回第 1 部会)	・ 実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
28. 3. 28 (平成 27 年度第 12 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 (部 会 長)	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授